



鳥取県公報

平成16年2月27日(金)
号外第16号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(8)(福祉保健課)..... 1
	鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則(9)(審査課)..... 3
公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(1) (地域課)..... 5

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

- 劇場、映画館又は演芸場等の公共的施設のうち一定規模以上のものの新築等に係る届出義務等の規定が適用除外となる者について、次のとおり改めることとした。(別表第4関係)
 - 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構及び石油公団を除くこと。
 - 雇用・能力開発機構を除くこと。
 - 労働福祉事業団及び環境事業団を除くこと。
- この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は平成16年3月1日から、1(3)は同年4月1日から施行することとした。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

- 集中化推進室の分掌事務に、知事部局の地方機関の職員に係る扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に係る認定等に係る事務を加えることとした。(第3条関係)
- 施行期日等
 - この規則は、平成16年3月1日から施行することとした。
 - 次に掲げる規則について、所要の規定の整備を行うこととした。
 - 鳥取県事務処理権限規則
 - 鳥取県出納局等事務決裁規則

規 則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第8号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
別表第4（第9条関係） 1～6 略	別表第4（第9条関係） 1～6 略
<u>7</u> 略	7 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
<u>8</u> 略	8 独立行政法人緑資源機構
<u>9</u> 略	9 独立行政法人水資源機構
<u>10</u> 略	10 略
<u>11</u> 略	11 略
<u>12</u> 略	12 略
<u>13</u> 略	13 略
	14 石油公団
	15 略
	16 略
	17 略

第2条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
別表第4（第9条関係） 1～3 略	別表第4（第9条関係） 1～3 略
<u>4</u> 略	4 雇用・能力開発機構
<u>5</u> 略	5 略
<u>6</u> 略	6 略
<u>7</u> 略	7 略
<u>8</u> 略	8 略
<u>9</u> 略	9 略
<u>10</u> 略	10 略
<u>11</u> 略	11 略
<u>12</u> 略	12 略
	13 略

第3条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する

同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
別表第4（第9条関係） 1 及び 2 略 3 略 4 略 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略	別表第4（第9条関係） 1 及び 2 略 3 労働福祉事業団 4 略 5 略 6 略 7 略 8 環境事業団 9 略 10 略 11 略 12 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成16年3月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第9号

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（各課等の分掌事務） 第3条 各課等の分掌事務は、次のとおりとする。 審査課及び出納課 略 集中化推進室 （1）略 （2）知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの ア及びイ 略 ウ 扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手 当に係る認定、確認、決定及び改定に関すること。	（各課等の分掌事務） 第3条 各課等の分掌事務は、次のとおりとする。 審査課及び出納課 略 集中化推進室 （1）略 （2）知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの ア及びイ 略 ウ 扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手 当に係る認定、確認、決定及び改定（ <u>本庁の職員</u> に係るものに限る。）に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後										改 正 前											
別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 共通事項に係る事務処理権限										別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 共通事項に係る事務処理権限											
事 項		事務処理権限の区分								事 項		事務処理権限の区分									
種 類	内 容	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者				種 類	内 容	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者					
		知事	部長	課長	総括補佐	地方機関の長	副知事	部長又は防災監	局長			課長	総括補佐	地方機関の長	知事	部長	課長	総括補佐	地方機関の長	副知事	部長又は防災監
一及び二 略																					
三 組織及び人事管理に関する事務		1-18 略								三 組織及び人事管理に関する事務		1-18 略									
		19 1から18までに掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの										19 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)第9条第1項又は第3項の規定による地方機関の所属職員の扶養親族の認定									
												20 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)第4条第1項の規定による地方機関の所属職員の通勤手当に係る確認並びに決定及び改定									
												21 住居手当に関する規則(昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号)第7条第1項の規定による地方機関の所属職員の住居手当に係る確認並びに決定及び改定									
												22 単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第8条第1項の規定による地方機関の所属職員の単身赴任手当に係る確認並びに決定及び改定									
												23 1から22までに掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの									
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限										別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限											

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分					地方機関は 事務局長 の局長 の名称
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者		
				部長	課長	地方機関の長又は総合事務所の局長	部長	
略								
職員課	一～五 略							
	六 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第2項の規定による給料の支給期日の変更に係る承認の申請						
	七～二十五 略							
略								

(鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正)

3 鳥取県出納局等事務決裁規則（昭和49年鳥取県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第5 出納局長及び課長の委任決裁事項			別表第5 出納局長及び課長の委任決裁事項		
区 分	出納局長委任決裁事項	課長委任決裁事項	区 分	出納局長委任決裁事項	課長委任決裁事項
略			略		
集中化推進室		知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）第9条第1項及び第3項の規定による職員の扶養親族の認定 (2) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）第4条第1項の規定による職員の通勤手当に係る確認並びに決定及び改定 (3) 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）第7条第1項の規定による職員の住居手当に係る確認並びに決定及び改定 (4) 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）第8条第1項の規定による職員の単身赴任手当に係る確認並びに決定及び改定	集中化推進室		知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）第9条第1項の規定による本庁の職員の扶養親族の認定 (2) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）第4条第1項の規定による本庁の職員の通勤手当に係る確認並びに決定及び改定 (3) 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）第7条第1項の規定による本庁の職員の住居手当に係る確認並びに決定及び改定 (4) 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）第8条第1項の規定による本庁の職員の単身赴任手当に係る確認並びに決定及び改定

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県鳥取警察署	略			鳥取県鳥取警察署	略		
	雲山交番	鳥取市雲山	鳥取市のうち 雲山、桜谷、正蓮寺、 大杓、面影一丁目、面 影二丁目、東今在家、 新、吉成の一部（一般 国道53号以東で、かつ、 大路川以北）、大覚寺、 的場、的場一丁目、的 場二丁目、的場三丁目、 的場四丁目		雲山交番	鳥取市雲山	鳥取市のうち 雲山、桜谷、正蓮寺、 大杓、面影一丁目、東 今在家、新、吉成の一 部（一般国道53号以東 で、かつ、大路川以北）、 大覚寺、的場、的場一 丁目、的場二丁目、的 場三丁目、的場四丁目
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。